

令和5年9月15日

保護者各位

教育指導部教育指導課長  
八尋 崇

## 「通学時の負担軽減に関する取組」について

平素より足立区の教育活動の充実・発展に向けて、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

家庭学習に必要なない教科用図書等を学校に置いていく、いわゆる「置き勉」に関して、小学校においては、通学用鞄はランドセルに限らず、児童の携行品の状況に応じて、軽い鞄でも通学が可能なことや、小中学校で使用する絵の具セットや書道セット等の持ち帰りについては、保護者の任意とすること等の通知を各学校に発出し、周知、徹底しておりますが、保護者の皆様から「置き勉」についてのご意見を多数いただいております。

そこで、この度、足立区立学校で実施している「通学時の負担軽減に関する取組」について、その一端をご紹介するプリントを作成いたしましたのでご確認ください。

教育基本法第10条1項には、お子様の教育について「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」との記載がございます。「置き勉」「携行品」「教科用図書」の持ち帰り等について、ご家庭でお子様と確認したり、話し合ったりする機会を設けていただきますようお願いします。

### 1 小学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況について

**児童の負担軽減の観点**から、すべての小学校において、「置き勉リスト」を作成し、そのリストを基に、「置き勉」を実施しております。

### 2 中学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況について

- (1) 小学校同様、教科用図書等を学校に置いて帰ることができます。
- (2) 教科用図書等を用いた自宅学習や定期考査、単元テスト等の準備のため、教科用図書を適宜持ち帰ることもあります。
- (3) 中学校では、教科用図書等の持ち帰りを含め、**何事も自分で必要なものを考え方準備し、行動することも大切です。**

### 【お問い合わせ先】

教育指導課 電話（3880）5974

# 注目!

## 通学時の負担軽減に関する取組について



小学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



児童の負担軽減に向け、すべての小学校にて「置き勉リスト」を作成し、そのリストを基に、「置き勉」を実施しています。



中学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



小学校同様、教科書等を学校に置いて帰ることができます。しかし、教科書等を用いた自宅学習や定期考査、単元テスト等の準備のため、必要に応じて適宜持ち帰ることもあります。

中学校では、教科書等の持ち帰りを含め、何事も自分で必要なものを考え準備し、行動することも大切です。

### ※ 保護者の皆様へお願い

お子様の教育については、第一義的責任は保護者の皆様にあります。



「携行品」や「教科書」等の持ち帰りについて、ご家庭で確認したり、お子様と話したりする機会を数多く設けていただきますようよろしくお願ひします。

【根拠法令】日本国憲法第26条 民法第820条  
教育基本法第10条